

賃金規程

平成20年5月1日制定
平成26年2月11日改定
平成27年5月22日改定
平成28年5月26日改定
平成29年3月31日改定
令和元年10月4日改定
令和4年11月25日改定
令和5年4月1日改定
令和6年5月31日改定

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、NPO法人かものはしプロジェクト就業規程に基づき、職員の賃金および賞与について定めたものである。但し、ふたやすみ事業に従事する職員については、ふたやすみ職員就業規程に基づく。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は以下のとおりとする。

- 固定賃金
 - ・基本給
 - ・業務手当
 - ・役職手当
 - ・リーダーシップ手当
 - ・通勤手当

- 変動賃金
 - ・時間外勤務手当
 - ・法定休日勤務手当
 - ・深夜勤務手当

(賃金計算期間および支払日)

第3条 賃金は、当月1日から起算し、当月末日を締め切りとした期間(以下、「賃金計算期間」という)について計算し、翌月28日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員(第1号については、その遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- ①職員が死亡したとき
- ②職員が退職し、または解雇されたとき
- ③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚する、出産する、疾病する、災害を被る、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
- ④前各号のほか、やむを得ない事情があると団体が認めたとき

(賃金の支払方法)

第4条 賃金は本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。ただし、3)～5)については、被保険者に限る。

- 1)源泉所得税
- 2)住民税(市町村民税および都道府県民税)
- 3)雇用保険料
- 4)健康保険料(介護保険料を含む)
- 5)厚生年金保険料
- 6)団体の貸付金の当月返済分(本人の申し出による)
- 7)労使協定を締結したもの

(遅刻、早退または欠勤の賃金控除)

第5条 賃金の支払い形態が月給制の場合、遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規程に別段の定めのある場合はこの限りでない。各種手当のうち通勤手当は欠勤の場合のみ計算に参入する。

①賃金計算期間において、欠勤10日未満の場合

以下の賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間(1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{欠勤時間数(欠勤日数)}$$

②賃金計算期間において、欠勤10日以上の場合

以下の賃金を日割り支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間(1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{出勤時間数(出勤日数)}$$

(中途入社または中途退職の賃金計算)

第6条 賃金の支払い形態が月給制の場合、賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

(月途中で賃金の変動があった場合の賃金計算)

第7条 賃金計算期間の途中において、手当(通勤手当以外)の支給または、その額を変更すべき事由が発生した場合には、その事実の生じた日の属する賃金計算期間の次の賃金計算期間から当該手当を支給、またはその額を変更する。なお、通勤手当は実費精算とする。

(休職期間中の賃金)

第7条 原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、団体が特に必要と認めた場合は基本給および業務手当を限度として支給することがある。

第2章 固定賃金

(基本給)

第8条 職員の基本給は月給制または時給制とし、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。

(給与改定)

第9条 基本給及び諸手当等の給与改定及び昇格・降格は原則として毎年4月に行うものとする。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。なお、年度途中の役割の変更など、やむを得ない事情がある場合には、年度の途中であっても給与額を変更することがある。

2.以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。

- 1)算定期間中の欠勤日数 30 日を超える者
- 2)就業規程により懲戒処分を受けた者
- 3)著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
- 3.団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。
- 4.給与は別に定める賃金テーブルにより、グレード、職務、役割、役職毎に金額や金額の下限と上限を定め、原則としてその範囲内において決定する。

(業務手当)

第10条 業務手当は、時間外労働および深夜労働の有無および時間数にかかわらず、業務実体上予測可能な範囲内で時間数および金額を労働条件通知書により明示し、固定の時間外労働手当および深夜労働手当として支払うものとする。なお、管理監督者の場合、基本給を業務手当込みの金額に設定しているため、深夜手当のみとする。また、兼任や特命業務を担うなどの場合、団体の承認を得、本人の承諾を得た上で業務手当を加減することとする。

2. 時給制のものは支給なしとする。

3. 業務手当は実際の時間外労働もしくは深夜労働が、労働条件通知書で明示された時間に達していなくても支給する。

(役職手当)

第11条 職員のうち、役割に応じて別途役職手当を支給する。また、理事長および副理事長に就任したもの、また事務局長に就任したものに対して、それぞれ理事手当、事務局長手当も別途支給する。

(リーダーシップ手当)

第12条 リーダーシップ手当は、次年度に見込まれる役割に応じて等級別に設定された範囲内で本人の申告を考慮して決定する。なお、リーダーシップ手当の付与は原則として新年度に見直しを行うものとするが、期中であっても変更の必要がある場合には本人と協議の上見直すことがある。

(通勤手当)

第13条 通勤手当として運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。ただし、非課税枠を限度とする。

①公共交通機関を利用する者 実費相当額、月額は所得税非課税の範囲で支給する

②自転車を利用する場合 日額200円、月額4,100円を上限に支給する

*自宅から最寄駅まで徒歩20分程度(又は距離2km)以上の場合のみ、通勤手当を支給する。

第3章 変動賃金

(割増賃金)

第14条 実際の時間外労働時間数および深夜労働時間数に基づいて第2項の規定により算出した割増賃金の額が第10条の業務手当を超過するときは、その超過額を割増賃金として、業務手当とは別に支給する。法定休日労働については、別途割増賃金を支給する。

2. 時間外、法定休日、深夜業務手当の計算は次のように行う。

【月給者】

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}(*1)}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25(*2) \times \text{時間外労働時間数}$
法定休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

*1 算定基準賃金とは固定賃金から業務手当と通勤手当を除いたものをいう。

*2 時間外勤務が月に60時間を超える場合は、その超えた時間の計算では1.25を1.5と読み替えて算出する。

【時給者】

時間外労働手当	時給	×	1.25	×	時間外労働時間
法定休日手当	時給	×	1.35	×	法定休日労働時間
深夜手当	時給	×	0.25	×	深夜労働時間

4. 前項の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過しないときは、業務手当を支給し、それ以外の割増賃金は支給しない。

第4章

(賞 与)

第15条 賞与は年に1-2度、団体の目標達成率、経営状況、次年度の資金需要を査定して、団体が決定し支給する。ただし、業績によっては、賞与の額を縮小または見送ることがある。

2. 夏季賞与は6月の給与支払日、冬季賞与は12月の給与支払日と同日に支給する。

3. 受給対象は日本在住の全雇用職員とする。但し、受給条件を満たさない職員は対象外とする。

附則

* 第14条に定めるリーダーシップ手当は令和5年6月1日以降より運用開始する。

なお、運用開始時点のリーダーシップ手当額については、それ以前の給与額と担当職務を考慮し、団体が移行額を決定する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	368,772,313 円
受取寄附金	93,228,320 円
受取助成金	28,929,677 円
普及啓発事業収益	801,406 円
受取利息	3,184 円
為替差損益	2,551,171 円
雑収益	1,320,001 円
	円
	円
	円
合 計	495,606,072 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
株式会社日本政策金融公庫	1,335,000 円
	円
	円
合 計	1,335,000 円

(3) その他

なし

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		39,424,655 円	人身売買加害者を処罰する仕組みづくりプログラムに対する助成金
		24,311,943 円	人身売買加害者を処罰する仕組みづくりプログラムに対する助成金
		5,000,000 円	寄付
		3,000,000 円	寄付
		3,000,000 円	寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		62,381,000 円	Web 広告料
		55,390,115 円	広告運用費
		22,946,048 円	業務委託料
		20,927,473 円	支払助成金
		18,951,775 円	業務委託料

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		年次報告書印 刷代の支払い	R.5.6.30	797,165 円	請求書に基づく
		コーチング、 ワークショップ プファシリテ ーション費用 の支払い	R5.4.1～ R.6.3.31	1,842,500 円	業務委託契約書に基 づく
		コーチング・ ワークショップ プファシリテ ーション費用 の支払い	R5.4.1～ R.6.3.31	808,506 円	業務委託契約書に基 づく
		商品の購入に 関する支払い	R5.5.31	2,750 円	請求書に基づく
		出張に係る諸 経費に関する 立替精算	R6.3.29	93,182 円	請求書に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	10,000 円	2023/4/30
	10,000 円	2023/5/31
	10,000 円	2023/6/30
	10,000 円	2023/7/31
	10,000 円	2023/8/31
	10,000 円	2023/9/30
	4,000,000 円	2023/10/31
	10,000 円	2023/10/31
	10,000 円	2022/11/30
	10,000 円	2022/12/31
	10,000 円	2023/1/31
	10,000 円	2023/2/29
	10,000 円	2023/3/31
		円
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	役員報酬	R5.4.1～ R.6.3.31	2,400,000 円
			給与	R5.4.1～ R.6.3.31	7,177,764 円
			給与	R5.4.1～ R.6.3.31	[Redacted]
			給与	R5.4.1～ R.6.3.31	[Redacted]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
------	------------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
20 人	69,133,287 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2023年4月17日	586,980円	インド Tafteesh 事業
		2023年6月16日	153,270円	
		2023年9月20日	508,947円	
		2023年10月31日	721,868円	
		2024年1月19日	323,445円	
		2023年4月17日	420,322円	インド Tafteesh 事業
		2023年7月19日	3,369,564円	
		2023年9月26日	1,193,089円	
		2024年1月19日	976,157円	
		2024年1月19日	1,616,565円	
		2024年1月29日	789,634円	インド Tafteesh 事業
		2023年4月17日	539,866円	
		2023年6月9日	1,002,651円	インド Leadership Next 事業
		2023年7月7日	3,232,842円	インド Tafteesh 事業
		2023年8月29日	765,824円	インド Leadership Next 事業
		2023年9月20日	1,897,750円	インド Tafteesh 事業
		2023年12月18日	112,200円	インド Tafteesh 事業
		2024年2月22日	547,117円	インド Leadership Next 事業

	2023年4月18日	487,347円	インド Tafteesh 事業
	2023年6月1日	3,387,339円	インド Leadership Next 事業
	2023年6月9日	277,326円	インド Leadership Next 事業
	2023年7月7日	3,034,716円	インド Tafteesh 事業
	2023年7月25日	519,217円	インド Tafteesh 事業
	2023年8月17日	3,027,081円	インド Leadership Next 事業
	2023年9月22日	2,790,234円	インド Tafteesh 事業
	2023年12月1日	3,573,419円	インド Leadership Next 事業
	2023年12月1日	2,393,630円	インド Tafteesh 事業
	2024年1月19日	1,335,596円	インド Tafteesh 事業
	2023年6月9日	1,830,669円	
	2023年8月17日	2,021,159円	インド Leadership Next 事業
	2023年11月15日	1,768,789円	
	2023年8月17日	953,252円	日本 困難を抱えた妊産婦の支援事業
	2024年3月29日	406,011円	
	2023年12月20日	668,800円	日本 巣立ち応援事業
	合計	47,232,676円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2023年4月13日	業務委託費(管理)	117,287円
2023年4月13日	業務委託費(管理)	290,567円
2023年4月14日	業務委託費(管理)	222,984円
2023年4月17日	支払助成金(事業)	586,980円
2023年4月17日	支払助成金(事業)	420,322円
2023年4月17日	支払助成金(事業)	539,866円
2023年4月18日	支払助成金(事業)	487,347円
2023年4月24日	業務委託費(管理)	420,797円
2023年4月27日	業務委託費(管理)	71,699円
2023年4月27日	業務委託費(管理)	1,644,723円
2023年4月28日	業務委託費(管理)	567,126円
2023年5月2日	業務委託費(管理)	153,616円
2023年5月2日	業務委託費(管理)	92,950円
2023年5月2日	業務委託費(管理)	3,862,864円
2023年5月2日	業務委託費(管理)	619,919円
2023年5月2日	業務委託費(管理)	168,013円
2023年5月22日	業務委託費(管理)	12,739円
2023年5月26日	業務委託費(管理)	72,369円
2023年5月26日	業務委託費(管理)	108,066円
2023年5月29日	業務委託費(管理)	1,034,027円
2023年6月1日	業務委託費(管理)	331,075円
2023年6月1日	業務委託費(管理)	1,337,167円
2023年6月1日	支払助成金(事業)	3,387,339円
2023年6月5日	業務委託費(管理)	39,790円
2023年6月5日	業務委託費(管理)	108,990円

実施日	使途	金額
2023年6月5日	業務委託費(管理)	808,492円
2023年6月9日	支払助成金(事業)	277,326円
2023年6月9日	支払助成金(事業)	1,002,651円
2023年6月9日	支払助成金(事業)	1,830,669円
2023年6月12日	業務委託費(管理)	181,065円
2023年6月16日	業務委託費(管理)	669,825円
2023年6月16日	支払助成金(事業)	153,270円
2023年6月26日	業務委託費(管理)	1,596,348円
2023年6月29日	業務委託費(管理)	328,032円
2023年6月29日	業務委託費(管理)	1,354,176円
2023年6月29日	業務委託費(管理)	1,258,873円
2023年6月30日	業務委託費(管理)	823,330円
2023年7月6日	業務委託費(管理)	40,940円
2023年7月6日	業務委託費(管理)	92,560円
2023年7月7日	支払助成金(事業)	3,034,716円
2023年7月7日	支払助成金(事業)	3,232,842円
2023年7月13日	業務委託費(管理)	233,373円
2023年7月14日	業務委託費(管理)	103,344円
2023年7月19日	支払助成金(事業)	3,369,564円
2023年7月20日	業務委託費(管理)	4,192,874円
2023年7月25日	支払助成金(事業)	519,217円
2023年7月28日	業務委託費(管理)	770,738円
2023年7月31日	業務委託費(管理)	146,421円
2023年7月31日	業務委託費(管理)	1,780,650円
2023年7月31日	業務委託費(管理)	1,267,125円

実施日	使途	金額
2023年8月3日	業務委託費(管理)	48,088円
2023年8月3日	業務委託費(管理)	105,600円
2023年8月10日	業務委託費(管理)	3,156,407円
2023年8月17日	支払助成金(事業)	3,027,081円
2023年8月17日	支払助成金(事業)	2,021,159円
2023年8月18日	業務委託費(管理)	165,343円
2023年8月28日	業務委託費(管理)	108,000円
2023年8月29日	支払助成金(事業)	765,824円
2023年8月31日	業務委託費(管理)	1,607,205円
2023年9月1日	業務委託費(管理)	982,795円
2023年9月7日	業務委託費(管理)	41,400円
2023年9月7日	業務委託費(管理)	144,000円
2023年9月11日	業務委託費(管理)	98,665円
2023年9月14日	業務委託費(管理)	376,916円
2023年9月20日	支払助成金(事業)	508,947円
2023年9月20日	支払助成金(事業)	1,897,750円
2023年9月22日	支払助成金(事業)	2,790,234円
2023年9月26日	支払助成金(事業)	1,193,089円
2023年10月3日	業務委託費(管理)	1,717,966円
2023年10月4日	業務委託費(管理)	1,097,214円
2023年10月5日	業務委託費(管理)	41,860円
2023年10月5日	業務委託費(管理)	121,940円
2023年10月5日	業務委託費(管理)	4,153,329円
2023年10月5日	業務委託費(管理)	362,524円
2023年10月16日	業務委託費(管理)	1,000,783円

実施日	使途	金額
2023年10月29日	業務委託費(管理)	164,700円
2023年10月31日	業務委託費(管理)	1,649,267円
2023年10月31日	支払助成金(事業)	721,868円
2023年11月2日	業務委託費(管理)	148,230円
2023年11月2日	業務委託費(管理)	318,763円
2023年11月9日	業務委託費(管理)	42,320円
2023年11月9日	業務委託費(管理)	138,000円
2023年11月15日	支払助成金(事業)	1,772,269円
2023年11月27日	業務委託費(管理)	140,552円
2023年12月1日	業務委託費(管理)	1,631,220円
2023年12月1日	支払助成金(事業)	5,967,049円
2023年12月4日	業務委託費(管理)	82,340円
2023年12月8日	業務委託費(管理)	40,480円
2023年12月8日	業務委託費(管理)	6,512,710円
2023年12月8日	業務委託費(管理)	49,280円
2023年12月15日	業務委託費(管理)	104,400円
2023年12月15日	業務委託費(管理)	165,092円
2023年12月18日	支払助成金(事業)	112,200円
2023年12月21日	業務委託費(管理)	342,774円
2023年12月22日	業務委託費(管理)	1,045,852円
2023年12月22日	業務委託費(管理)	2,061,062円
2023年12月28日	業務委託費(管理)	2,102,941円
2023年12月28日	業務委託費(管理)	422,420円
2024年1月9日	業務委託費(管理)	40,480円
2024年1月9日	業務委託費(管理)	116,160円

実施日	使途	金額
2024年1月9日	業務委託費(管理)	4,919,433円
2024年1月11日	業務委託費(管理)	323,040円
2024年1月19日	支払助成金(事業)	323,445円
2024年1月19日	支払助成金(事業)	1,335,596円
2024年1月19日	支払助成金(事業)	2,592,722円
2024年1月22日	業務委託費(管理)	27,061円
2024年1月26日	業務委託費(管理)	2,569,623円
2024年1月29日	業務委託費(管理)	2,157,478円
2024年1月29日	支払助成金(事業)	789,634円
2024年2月5日	業務委託費(管理)	76,440円
2024年2月5日	業務委託費(管理)	346,171円
2024年2月9日	業務委託費(管理)	42,089円
2024年2月20日	業務委託費(管理)	48,777円
2024年2月22日	業務委託費(管理)	77,280円
2024年2月22日	業務委託費(管理)	310,500円
2024年2月22日	業務委託費(管理)	222,647円
2024年2月22日	支払助成金(事業)	547,117円
2024年2月26日	業務委託費(管理)	2,722,330円
2024年2月29日	業務委託費(管理)	2,617,324円
2024年2月29日	業務委託費(管理)	164,450円
2024年3月7日	業務委託費(管理)	100,650円
2024年3月11日	業務委託費(管理)	41,860円
2024年3月14日	業務委託費(管理)	283,068円
2024年3月15日	業務委託費(管理)	295,831円
2024年3月25日	業務委託費(管理)	72,971円

実施日	使途	金額
2024年3月28日	業務委託費（管理）： [REDACTED]	2,310,702円
2024年3月28日	業務委託費（管理）： [REDACTED]	259,675円
2024年3月28日	業務委託費（管理）： [REDACTED]	437,796円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	令和5年4月1日～令和6年3月31日	8人	0人	0%	2人	25%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		8人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖		
齋藤早耶香		理事		○							平成16年9月22日就任
青木健太		理事		○							平成16年9月22日就任
樋口哲朗		理事		○							令和3年6月30日就任
伊藤健		理事		○							平成25年6月23日就任
篠田真貴子		理事		○							令和2年6月30日就任
横山十祉子		理事		○							令和2年6月30日就任
山本龍太郎		監事		○							平成28年6月25日就任
橋本純子		監事		○							令和4年6月30日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人かもものはしプロジェクト		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	EXCEL使用 ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト（free）使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（free）使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	会計ソフト（free）使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	給与計算ソフト（cells 給与）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
現金出納帳	EXCEL使用 ルーズリーフ	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト

代表理事 青木健太 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表等、すなわち、活動計算書、貸借対照表並びに財産目録について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財務諸表等作成の基礎

財務諸表の注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表等を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及びその監査報告書以外の情報である。私は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し、また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び

運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の業務執行の状況を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトは継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、財務諸表の注記に記載されているとおり、「NPO法人会計基準」の規定に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

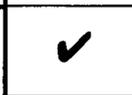
特定非営利活動法人かものはしプロジェクトと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
-----	----------------------	-------



- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 - ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
 - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意	
		<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人かもはプロジェクト
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、<u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。</u>）</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ